

平成27年度 日野町社会福祉協議会

# 事業計画書

社会福祉法人  
日野町社会福祉協議会

## 平成27年度 日野町社会福祉協議会事業計画

### I. 基本方針

少子高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相が大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化とも相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪徳商法など、権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。さらに本年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護制度の見直しとともに生活困窮者対策に総合的に取り組まれることとなります。

日野町においても失業や多重債務等により生活が苦しいなどの相談が日野町社会福祉協議会へも寄せられています。従来からある生活福祉資金貸付事業との連携を図りながら、生活困窮者への相談支援に取り組んでいきます。

また、日野町社会福祉協議会では、字福社会や地区社協などの身近な地域を単位とした「地域福祉活動」を進めています。自治会ごとに福祉のまちづくりのリーダーとして福祉協力員を配置していただき、自治会の役員や民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携を図りながら、それぞれの地域で、ふれあい・交流活動や見守り・支え合い活動などに取り組まれています。さらには、平成25年度から「命のバトン」を高齢世帯等に配布し、活動を通じて、支援を必要としている人への見守りと支え合い活動に取り組んでいます。

“住民の参加と自治に根ざした やさしさとぬくもりのある福祉のまちづくり”を基本理念とする「日野町地域福祉活動計画 第2次プラン（平成23年度～平成27年度）」の計画期間が残り1年となりました。地域福祉を計画的に推進するため、計画の進行管理を行いながら、新たな計画策定に取り組んでいきます。

さらには、継続事業としては、「地域福祉活動事業」と「在宅介護支援事業」を二つの事業を大きな柱にすえ、活動を展開していきます。

「地域福祉活動事業」では、地域に暮らす住民の皆様をはじめ、福祉協力員、民生委員・児童委員や専門職等とともに、高齢になっても住み慣れた地域で安心して過ごせるよう介護予防事業と地域福祉活動との連携に努め、小地域でのネットワーク活動を積極的に支援していきます。

また、よろず相談や法律相談などの各種相談事業の充実を図り、さらには、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない方が安心して自立した地域生活を送れるよう、地域福祉権利擁護事業による利用援助を行っていきます。

子育て支援については、地区社協を中心に子育て支援の輪が広がるよう活動に取り組めます。

「在宅介護支援事業」では、「ひだまり事業所」を拠点として、地域福祉の理念に基づき、日野町内の高齢者や障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう、きめ細かな在宅福祉サービスを行い、高齢者および障がい者（児）に対するサービスの質的向上を図るとともに、広く利用していただけるサービスの提供に取り組めます。

また、「地域福祉活動事業」と「在宅介護支援事業」が連携し、地域の方とともにネットワーク活動が行えるよう社会福祉協議会の基盤強化に引き続き取り組めます。

そのほかには、日野町勤労福祉会館の指定管理者として、貸館のPRと建物の適切な運営管理に努めます。

## II. 重点目標

### 1. 地域福祉活動の推進

- (1) 地区社協および字福社会の体制づくり
- (2) 小地域福祉活動ネットワークづくり
- (3) 総合相談と地域福祉生活支援の充実
- (4) 生活困窮者への相談・支援体制の強化
- (5) 住民参加による地域福祉事業の支援
- (6) ボランティアグループ（個人）活動の支援と育成
- (7) 介護予防事業の充実

### 2. 在宅介護支援事業

- (1) 指定居宅サービス事業および居宅介護支援事業の充実
- (2) 障がい者総合支援事業の充実

### 3. 基盤強化

- (1) 人材育成の推進

## III. 事業計画

### 1. 統括関係

#### (1) 会務の運営

会務の円滑な運営を図るための事業を行う。

- ① 理事会および評議員会の開催、並びに自主財源の確保と部会活動
- ② 監事による業務執行状況、財産の状況、会計の状況監査
- ③ 福祉関係機関との連携の強化
- ④ 社会福祉法人新会計基準への円滑な移行。

#### (2) 職員の研修と人材育成

職員研修の実施と人材育成に努める。

- ① 職員（嘱託・パート・登録職員等を含む）に対する研修の実施と福祉関係機関、団体主催の研修会への参加
- ② 職員の事業における人事交流と資質の向上および仕事への研鑽

#### (3) 調査研究開発事業ならびに情報の収集および提供

地域福祉活動や在宅介護サービスの改善策や住民参加のあり方等の研究を実施し、社会福祉協議会の運営事業の発展、充実を図る。

- ① 地域福祉活動推進のための情報収集と提供
- ② 介護事業における新規事業の調査、研究
- ③ 認知症介護の検討
- ④ 介護予防事業の検討

## 2. 地域福祉活動推進事業

### (1) 地域福祉活動計画の進行管理および次期計画の策定

日野町地域福祉活動計画（第2次プラン）の進行管理を行いながら、次期計画への準備を進める。

- ① 福祉協力員研修会の開催
- ② 地区社協、字福社会等研修会の実施
- ③ 日野町地域福祉活動計画策定委員会、作業部会の開催

### (2) 総合相談事業

住民の日常生活における心配ごとの相談に応じ、適切な助言・指導を行い、地域住民の福祉の増進を図る。

- ① よろず相談事業〔毎週木曜日・午前中〕
- ② 弁護士による法律相談事業〔毎月開設〕
- ③ 常設相談〔月～金〈祝日除く〉、職員対応〕
- ④ 相談員の研修会・学習会の開催

### (3) 地域生活支援事業

地域住民の生活を支えるための援助事業の推進。

- ① 地域福祉権利擁護事業
- ② 生活福祉資金貸付事業
- ③ 児童遊園地等整備補助
- ④ 在宅介護支援（ふれあい通所サロン）の開催
- ⑤ 在宅介護「在宅介護者のつどい」、「癒しの館」の開催
- ⑥ 「命のバトン」事業の推進と配布の拡充

### (4) 生活困窮者自立相談支援事業（滋賀県からの受託事業）

滋賀県東近江健康福祉事務所、町福祉課と連携し、生活困窮者の相談支援および就労支援を行う。

### (5) 滋賀の縁創造実践センターへの参画

民間福祉関係者が制度や分野の枠を超えてつながり、社会とつながっていない人々が地域のなかで暮らせるよう支援する仕組みと実践をつくっていくためのプラットホームとして設立された滋賀の縁創造実践センターに参画する。

### (6) 住民参加による地域福祉事業

地区社協、字福社会などの支援を行い、地域に根ざした福祉活動を展開する。

- ① 地区社協への支援  
地区の実態に即した活動支援・連携強化
- ② 字福社会への支援
- ③ ふれあいいきいきサロン活動への支援
- ④ 地区社協の子育てサロンへの支援

- ⑤ 「心ふれあう福祉のつどい2015」の開催
- ⑥ 傷害保険への加入等
- (7) 民生委員児童委員協議会事務局
  - 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動が円滑に進むよう支援する。
- (8) ボランティアセンター事業
  - ボランティア活動への支援を行い、育成に努める。
    - ① ボランティア講座の開催
    - ② ボランティア団体連絡協議会への支援
    - ③ ボランティアグループへの助成
    - ④ ボランティアの育成
    - ⑤ 子育て活動への支援
      - 「おもちゃ図書館」(月2回開催)の事業委託  
(ボランティアグループ「かみふうせん」へ委託)
  - ⑥ 福祉教育推進校の活動支援および地域との連絡調整
- (9) 広報啓発活動
  - 広報活動を通じて、業務の周知と啓発活動に努める。
    - ① 広報「福祉ひの」の発行〔年5回発行〕
- (10) 共同募金事業
  - 1. 共同募金事業
    - 日野町共同募金委員会の募金活動に協力する。
      - ① 赤い羽根共同募金(10月1日～12月31日)
      - ② 歳末たすけあい募金(12月1日～12月31日)
  - 2. 共同募金配分事業
    - 日野町共同募金委員会の助成を受け、地域福祉事業を行う
      - ① 高齢者福祉活動(敬老訪問、百歳祝等)
      - ② 障がい児・者福祉活動(障がい児学童クラブ助成)
      - ③ こんにちは赤ちゃん訪問事業
      - ④ 児童・青少年福祉活動(こどもの日の行事等)
      - ⑤ 住民全般福祉活動
        - (福祉教育推進校、児童遊園地等整備、サロン等助成)
      - ⑥ 歳末たすけあい配分事業
- (11) 善意銀行事業
  - 善意銀行の周知と適正管理と運営に努める。
    - ① 善意銀行の周知
    - ② 善意銀行運営委員会の開催
    - ③ 備品等の整備と貸出し
    - ④ ひとり暮らし高齢者等への非常ベル・ブザー等の設置

(12) 日野町勤労福祉会館の管理運営

指定管理者として、適正な管理運営と貸館のPRに努める。

- ① 住民から信頼される適切できめ細かな運営管理
- ② 貸館利用のPR

(13) 福祉活動関係団体等への支援

福祉活動関係団体等への適正な支援を行う。

- ① 福祉活動関係団体への支援と助成金の交付
- ② 敬老会実施に伴う助成金の交付

(14) 介護予防事業

町から委託を受け、高齢者に対し、要介護状態にならないための介護予防サービスを提供する。このことにより、在宅高齢者に対し生きがいや健康づくりを進め、寝たきり予防のための知識の普及や啓発等により健やかで活力ある地域づくりを推進する。

① 日野町通所型介護予防事業（元気塾）の開催および充実

運動機能の低下がみられる高齢者を対象に、通所での運動や交流を通じて、日常生活での活動を高める体操などをとりいれて、転倒骨折予防の効果を高める事業を実施する。

② 日野町介護予防普及啓発事業（おたっしや教室）の開催

選定された地域で、介護予防教室を開き、転倒骨折予防に効果のある体操等を実施しながら身近な地域での仲間づくりを進める。

③ 「おたっしや教室」継続開催支援（フォロー教室・フォローアップ教室）

「おたっしや教室」を既に開催した地域に対して、継続して介護予防に取り組めるよう支援を行う。

④ 日野町地域介護予防活動支援事業（運動指導サポーター養成講座）の開催

(15) 日本赤十字社滋賀県支部日野町分区事務

日赤社資募集に関する事務および管理に努める。

(16) 日野町赤十字奉仕団活動

日野町赤十字奉仕団活動の推進に努める。

- ① 自主的な活動への参加
- ② 災害義援金の募集および協力
- ③ 災害発生時の炊き出し

(17) 防災・災害援助活動

町および県社協と連携した防災対策・災害援助に努める

- ① 町と連携した防災対策や防災訓練を行う
- ② 地域と連携した防災対策を進める
- ③ 町および県社協と連携した災害援助

(18) その他

その他、関係機関との連携と適正な事業の推進に努める。

- ① 日野町社会福祉施設等連絡協議会への支援・協力
- ② 社会を明るくする運動の推進
- ③ 日野町福祉関係事業への協力

### 3. 在宅介護支援事業〔ひだまり事業所〕

#### (1) 介護保険事業

##### ① 居宅介護支援事業

介護保険法令および日野町介護保険条例の趣旨に従い、要介護認定者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう計画を立て支援を行う。

- 内 容 ・ 居宅サービス事業者との連絡調整
- ・ サービス実施状況の把握、評価
  - ・ 利用者の状況把握
  - ・ 要介護(要支援)認定申請に対する協力、援助
  - ・ 給付管理
  - ・ 相談業務
  - ・ 苦情処理

##### ② 訪問介護・介護予防訪問介護事業

要介護認定者が、居宅において自立した生活が営めるよう、訪問介護員が居宅に訪問し、介護サービスおよび介護予防サービスを行う。

- 内 容 ・ 身体介護・・・排泄介助、清拭、食事介助、入浴介助、部分清拭、通院、乗降介助
- ・ 生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物、薬受け
  - ・ 通院等乗降介助・・・通院等のための乗車又は降車介助
  - ・ その他のサービス・・・介護相談、助言

##### ③ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業

要介護認定者が、訪問入浴および介護予防訪問入浴介護サービスを利用する場合、居宅において浴槽を持ち込み、訪問入浴介護を提供する。

- 内 容 ・ 入浴介護
- ・ 相談、助言

##### ④ 通所介護・介護予防通所介護事業

要介護認定者が、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護および介護予防通所介護サービスを利用する場合、ひだまり事業所において食事・入浴・レクリエーション・創作活動等を行う。

- 内 容 ・ 入浴介護
- ・ 食事介護
  - ・ レクリエーション
  - ・ 健康チェック、生活指導

- ・ 創作活動
- ・ 送迎サービス

## (2) 障害者総合支援事業

### ① 身体障害者（児）等居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき町から支給決定を受けた身体、知的、精神の各障がい者（児）が、居宅において日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等を派遣し、入浴等の介護、家事援助等必要なサービスを行う。

- 内 容
- ・ 居宅介護・・・入浴、排泄、食事、衣類交換等の介護
  - ・ 同行援護・・・視覚障がい者等の外出時の移動介護
  - ・ 行動援護・・・知的障がい者等による行動援護

## (3) 在宅生活支援事業

日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者、身体障がい者が健全で安らかな生活を営めるように、日常生活に対する支援指導を行う。

### ① 生活管理指導員派遣事業

町から委託を受け、高齢者等の居宅に生活管理指導員が訪問し、家事援助サービスを行う。

## (4) その他

その他、関係機関との連携と適正な事業の推進に努める。

- ① 日野町地域医療・介護・福祉連携ネットワーク研究会（わたむきねっと）への参加
- ② 障がい者訪問入浴サービス事業（町委託事業）  
身体障がい者の自宅を訪問し、入浴サービスを提供する。
- ③ 障がい者移動支援事業（町委託事業）  
障がい者に対して、外出のための支援を行う。